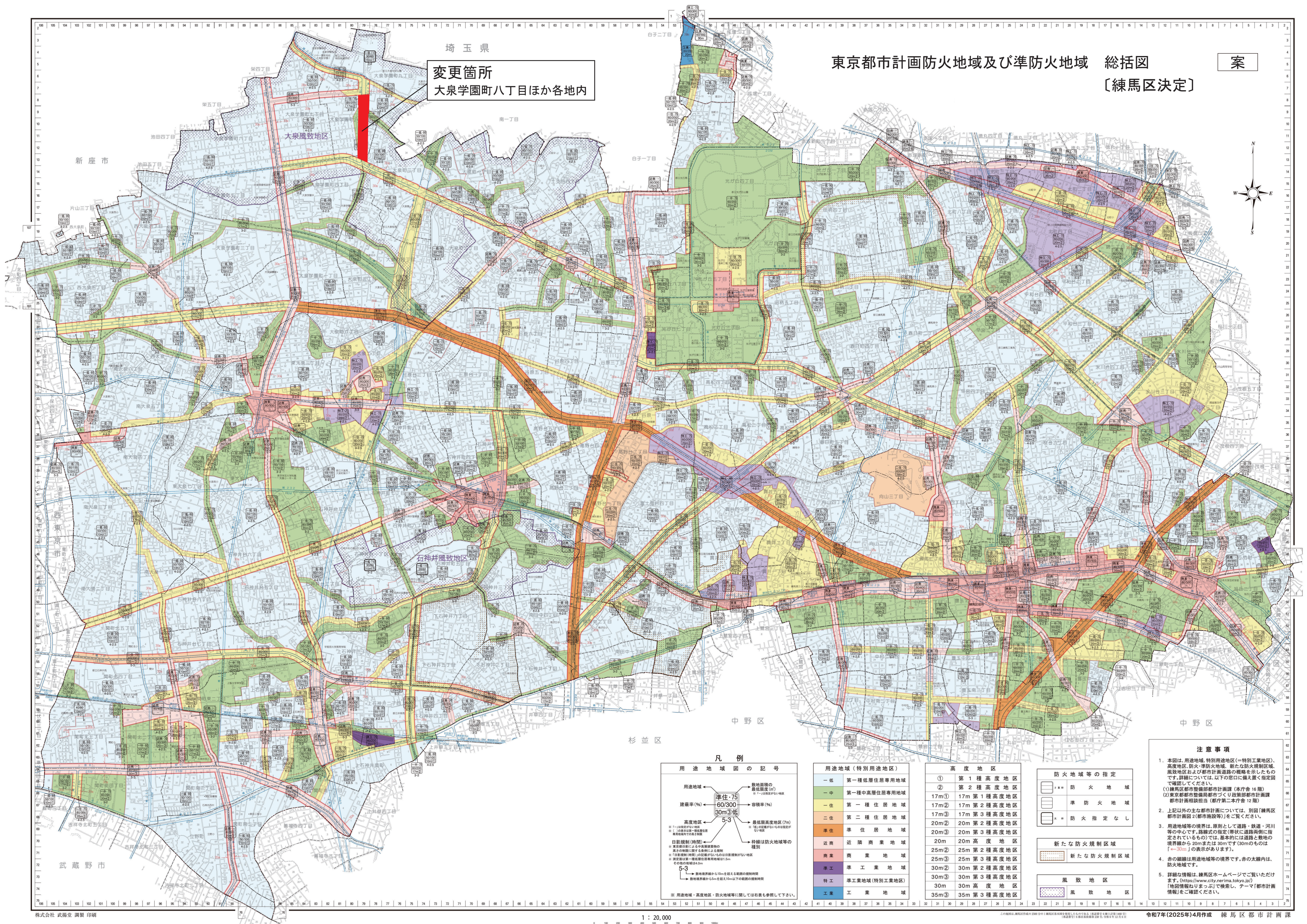




埼玉県
変更箇所
大泉学園町八丁目ほか各地内

東京都市計画防火地域及び準防火地域 総括図
〔練馬区決定〕

案

凡 例

用途地域図の記号

用途地域

建築率(%)

準住 75
60/300
30m3低
5-3

用途地域の最低高度(m)

準住 75
60/300
30m3低
5-3

最低高度(7m)

日照規制(時間)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
■ ■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■ ■	防火指定なし
新たな防火規制区域	
■ ■ ■ ■	新たな防火規制区域
風致地区	
■ ■ ■ ■	風致地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(＝特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 3. 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのもの)は「+30m」の表示があります。
 4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。また、(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「地図情報ねりまっふ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。